



宮 崎 県 公 報

平成29年12月20日 (水曜日) 号外 第 73 号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

	頁
人事委員会規則	
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………	1

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月20日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第30号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の170</u>（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の210</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の80</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の100</u>）</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の190</u>（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の230</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の90</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の110</u>）</p>

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の190</u>（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の230</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の90</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の110</u>）</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の180</u>（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の220</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の85</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の105</u>）</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成29年12月1日から適用する。